

令和6年度伊勢茶利用加速化キャンペーン業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和6年度伊勢茶利用加速化キャンペーン業務委託

2 委託業務の目的

消費の減少や販売単価の低迷により、厳しい状況にある県内茶生産者の経営安定に向けて、県内飲食事業者（※1）の伊勢茶（※2）を使ったメニューの開発と提供を一体的に支援し、外食のシーンから伊勢茶の魅力発信に取り組む。

※1 飲食サービス業（レストラン、喫茶店等）、飲食料品小売業（菓子・パン製造小売、弁当等）

※2 三重県産茶葉を100%使用した緑茶

3 契約条件

(1) 契約期間：契約の日から令和7年3月14日（金）まで

(2) 成果品

1) 業務完了報告書 1部

2) ①で作成した印刷物及び電子データ（版下や写真等の電子データは、電磁的記録媒体（CD等）に収めること。版下データは、PDF形式またはイラストレータ形式によること。）

(3) 成果品の提出期限 令和7年3月14日（金）

4 委託業務の内容

(1) 「伊勢茶利用加速化キャンペーン」の実施

伊勢茶を使ったメニューの開発と提供（以下、メニュー化）に取り組む、意欲のある県内の飲食事業者に対し、茶葉や共通のキャンペーン宣伝資材を提供することで、伊勢茶のメニュー化の促進を含めた一体感のある取組を実施する。

1) キャンペーンに参加する飲食事業者の募集

- ・伊勢茶のメニュー化に意欲のある県内の飲食事業者を募集により、100店舗以上集める。
 - ・募集にあたっては飲食関係団体と調整を行い、必要に応じて説明会を開催して、飲食事業者へのキャンペーン参加を周知徹底すること。
 - ・募集対象者は、県内で営業している店舗（支店含む）を持つ飲食事業者のみとする。
- ※対象とする飲食事業者の決定については、県と協議のうえ判断する。

2) キャンペーン実施店舗への茶葉及び宣伝資材の提供

- ・提供する茶葉の種類は、リーフ（煎茶、かぶせ茶）、ティーバッグ（煎茶、かぶせ茶）、粉茶（緑茶、ほうじ茶）、抹茶とする。

※茶葉は風味・品質を十分に確保し、伊勢茶のブランドイメージを損なわな

いものを使用すること。

※茶葉の提供については県と十分協議のうえ実施すること。

- ・提供するキャンペーン宣伝資材は、PR効果の高いチラシやポスター、卓上PRポップを作製すること（作成したデザインデータは県への提供を求めます）。

※宣伝資材は、県と十分協議のうえ作製すること。

- ・宣伝資材には、伊勢茶の歴史や魅力の紹介、関連HPのリンクを盛り込むこと（伊勢茶マイボトルキャンペーン公式ホームページ：
<https://www.to-isecha.pref.mie.lg.jp/>）

- ・茶葉の提供は1事業者1セットとするが、キャンペーン宣伝資材は、複数店舗でキャンペーンを実施する場合に限り、その店舗数分を提供する。

3) キャンペーンの運営

- ・メニューの提供期間は2か月以上とし、消費者に十分情報が伝わるよう、適宜、キャンペーンの情報発信に取り組むこと。
- ・プレゼント企画などキャンペーン参加店舗への集客が促進する仕組みを措置すること。
- ・キャンペーン実施の店舗名、提供したメニューの品名、写真、値段を取りまとめるここと。
- ・キャンペーン実施後に、今後の伊勢茶のメニュー化予定や要望等について、参加店舗にアンケートを行うこと。

*いずれも写真以外は、エクセル形式の電子ファイルで提供すること。

5 業務実施上の条件

- (1) キャンペーンの実施やPRツールのデザインについては、企画段階において、隨時企画案を三重県に提示し、三重県と調整して行うこと。
- (2) 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる企画がある場合には、積極的に提案すること。
- (3) その他、この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑惑が生じた場合は、三重県と受託者の両者協議により、業務を進めるものとする。協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。
- (4) 本契約に基づく成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の所有権は、三重県への成果物の引渡しと同時に三重県に移転するものとする。また、成果品（印刷物及び版下や各種電子データ等）の著作権は、成果品の引渡し完了と同時に三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は、成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (5) 見積りには、委託業務に必要な費用の一切を含めること。
- (6) 原則として、業務の再委託は認めない。ただし、業務の一部を再委託する場合で、三重県の承認を得た場合についてはこの限りではない。

6 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農産園芸課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法

(平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、三重県会計規則(以下「規則」という。)第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する場合を除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする(契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)。
- (4) 契約は、三重県農林水産部農産園芸課において行う。

7 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

8 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによる。

なお、委託料の支払については原則として委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うが、必要が認められる場合は、受託者からの請求に基づき前金払をすることができるものとする。

9 見積り及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

10 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下「暴排要綱」という。)第 3 条又は第 4 条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

11 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

12 その他

- (1) 受託者は仕様書に記載された内容及び納期等を遵守し、誠実に契約を履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければならない。
- (3) 本事業に係る成果品の所有権及び著作権は三重県に帰属する。
- (4) 受託者は、契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに三重県に報告し、三重県の指示に従うものとする。

13 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県農林水産部農産園芸課伊勢茶振興班
担当：竹内、菅谷
電話：059-224-2543 FAX：059-223-1120
E-mail：nousan@pref.mie.lg.jp